敦賀市公告第26号

敦賀市こどもの国(屋内プレイエリア)リニューアル基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 7 月 28 日

敦賀市長 米澤 光治

1 業務名

敦賀市こどもの国(屋内プレイエリア)リニューアル基本計画策定業務委託

2 業務内容

「敦賀市こどもの国リニューアル基本構想」を踏まえながら、屋内プレイエリア について、設計の前提となる基本的な考え方を整理・検討した上で、リニューアル の内容・規模、概算事業費、建設スケジュールなどに関する基本計画を策定する業 務

3 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

4 契約上限額

5,296,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。 なお、見積金額が契約上限額を超えた場合は失格とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する 者でないこと。
- (2) 令和5年度の敦賀市競争入札参加資格の建設コンサルタント業務に登録されており、福井県及び敦賀市から指名停止又は指名除外を受けていないこと。会社更生法

(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

- (3) 平成25年4月1日以降に、敦賀市こどもの国の類似施設(展示を含む体験型学 習施設) 又は科学館の常設展示において、展示部門の面積が300㎡以上の新築、改 築又は改修に係る基本計画策定業務又は展示設計業務を元請けとして受託し、完了 した実績を有すること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定による一級建築士事務所登録をしている者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7)(6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

6 募集要項及び業務仕様書

別紙「敦賀市こどもの国(屋内プレイエリア)リニューアル基本計画策定業務委託公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)」及び「敦賀市こどもの国(屋内プレイエリア)リニューアル基本計画策定業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

7 募集要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和5年7月28日(金)から令和5年8月25日(金)の午前 9時から午後5時まで(休館日を除く。)
- (2) 配布方法 「10 書類等の提出場所」で配布する。また、敦賀市ホームページにおいても公開する。
- 8 参加表明書等の提出期間及び提出方法等
 - (1) 提出書類
 - ア 参加表明書兼企画提案書表紙 (様式第1号)
 - イ 参加資格確認事項申告書(様式第2号)
 - ウ 会社概要書(様式第3号)
 - 工 業務実績書(様式第4号)
 - 才 業務企画提案書(様式自由)

カ 見積書(様式第5号)

- (2) 提出部数 10部 (正本1部、副本9部) 提出すること。
- (3)提出期限 令和5年8月25日(金)午後5時まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便で提出期間内に到着したものに限る。) による。
- 9 質問の受付及び回答
 - (1)受付期間 令和5年7月28日(金)から令和5年8月10日(木) 午後5時まで
 - (2)受付方法 質問書(様式第6号)を電子メールにより提出すること。電話での質問は認めない。
 - (3)回 答 令和5年8月17日(木)までに敦賀市ホームページ上に掲載する。 なお、質問に対する回答は募集要項及び仕様書を補足する。
- 10 書類等の提出場所及び問合せ先

7 9 1 4 - 0 8 2 1

福井県敦賀市櫛川42-2-1

敦賀市立児童文化センター

TEL 0770-25-7879

FAX 0770-25-7877

メール kodomo@ton21.ne.jp

11 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、募集要項及び仕様書による。